

# 前田中央小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、決して許されないものである。いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るという認識のもと、全ての児童が安心して学び、生活することができる環境を整えることは、学校の重要な責務である。

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を組織的かつ継続的に進める。

また、表面化した事案への対応にとどまらず、小さな変化や気になる兆候を見逃さず、教職員が情報を共有しながら児童一人一人に必要な支援を行うことを大切にする。

一人の子どもも取り残すことなく、安心して学ぶことのできる学校づくりを進めるため、本方針を定める。

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

なお、学校として大切にするのは、「いじめ」に該当するか否かという形式的な判断にとどまることなく、困り感や苦しさを抱える児童を見逃さず、必要な支援につなげることである。児童の訴えや変化を丁寧に受け止め、安全・安心の確保を最優先に、背景や事実関係の把握に努め、組織的に対応する。

## 1 未然防止の取組

本校ではいじめを「起こってから対応する」だけでなく、いじめを生まない環境づくりを日常的に進めることを重視する。

また、児童が安心して相談できる関係づくりを大切にし、教職員が日頃から児童理解に努めるとともに、小さな困り感や不安を受け止められる環境づくりを進める。

加えて、情報モラル教育や道徳教育等を通して、いじめを許さない意識や、相手の立

場を考えて行動しようとする態度を育てる。学校全体で「安心して過ごせること」「互いを尊重できること」「困ったときに助けを求められること」を土台とし、いじめの未然防止に取り組む。

## 2 早期発見

いじめは見えにくく、周囲の大人が気付きにくい形で進行することがあるとの認識に立ち、日常的な児童観察や教育相談、アンケートに加え、シャボテンログ等の ICT を活用した児童の心身の状態把握も行いながら、早期発見に努める。さらに、児童の表情や言動、友人関係の変化など、小さなサインを見逃さないよう、教職員が日常的に児童理解を深めながら見守る。

本校では気になる様子が見られた際、小さな違和感や気付きの段階から情報を共有することを大切にする。さらに、児童が安心して相談できる関係づくりを進めるとともに、保護者との情報共有も大切にしながら早期発見につなげる。

## 3 組織的対応

本校では、いじめに関する情報を把握した際は、教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに学年、管理職等と情報を共有し、組織として対応することを基本とする。対応に当たっては、児童の心身の安定と学校生活の継続を最優先とし、事実関係の確認、背景の把握、役割分担の明確化を行いながら、適切な支援と対応を進める。

毎月定期的にいじめ防止対策委員会を開催し、児童の気になる様子や継続的な見守りが必要なケースについて情報共有と対応の確認を行う。必要に応じて臨時に協議の場を設け、迅速な対応につなげる。いじめの対応は事案への対処にとどまらず、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な支援につなげていく。

## 4 解消・継続見守り

いじめへの対応に当たり、表面的に行為が見られなくなったことのみをもって安易に解消と判断することはしない。いじめの解消については、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること、及び被害児童及び保護者が心身の苦痛を感じていないことを基本的な判断の目安とする。

また、形式的な要件を満たした場合であっても、児童の様子や人間関係の変化を丁寧に見守り、安心して学校生活を送ることができているかを継続して確認する。

いじめへの対応は、「解消」と判断することを目的とするのではなく、児童が安心して過ごすことのできる状態を取り戻し、それが継続することを大切にする。

## 5 関係機関との連携

いじめの対応に当たり、学校だけで抱え込むことなく、必要に応じて教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童に必要な支援を進める。また、事案の内容や状況に応じて、医療、福祉、相談機関等の関係機関と連携し、多面的な支援につなげる。

児童の生命・身体の安全にかかわる場合や、法的な対応が必要と判断される場合には教育委員会と協議の上、警察等の関係機関とともに適切に連携し、児童の安全確保を最優先に対応する。